

農地の貸付・売渡時のあっせん申出の手続きについて

川西町農業委員会

農業委員会によるあっせん活動による農地の貸付や売渡等を希望する場合は、申出の手続きは土地の所有者が行うこととなります。あっせんの申出にあたっては、事前に地元の推進委員にご相談のうえ、下記によりお手続き下さい。

記

1 提出書類

- (1) 農用地利用権設定等申出書
- (2) 土地改良区の賦課金完納証明書 【交付先：当該土地改良区】
- (3) 農業振興地域外(内)農地証明書 【交付先：川西町産業振興課 1件 400円】
- (4) 土地の登記事項証明書 【交付先：山形地方法務局米沢支局 1筆 600円】

⑧売渡希望で当該農地に抵当権等が設定されている場合は、上記(1)～(4)の書類に加え、抵当権解除承諾書等（交付先：金融機関等）が必要です。

2 申出締切

毎月15日（土曜・日曜・祝祭日にあたる場合、その前の開庁日）

3 申出受付期間

毎年8月1日～ 翌年4月15日

※水稲作付期間中（4月下旬から7月末）は農用地の利用権設定等調整やあっせん活動は行っておりません。

4 提出先

川西町農業委員会事務局（ ☎ 42-6605 ）

